

# 令和3年度の保険料について

※均等割保険料・介護保険料が令和3年4月から変更となります  
(後期高齢者組合員保険料は除きます)

令和3年3月27日に開催された令和2年度第2回国保組合会において、下記の通り可決されました。

## ○均等割保険料 (1人月額)

【変更前】

甲種組合員 (会 員) 10,000 円

(医療給付費等分 3,400 円 + 前期高齢者納付金等分 2,700 円 + 後期高齢者支援金等 3,900 円)

乙種組合員 (従業員) 14,000 円

(医療給付費等分 7,400 円 + 前期高齢者納付金等分 2,700 円 + 後期高齢者支援金等 3,900 円)

家族 (甲種・乙種共) 10,000 円

(医療給付費等分 3,400 円 + 前期高齢者納付金等分 2,700 円 + 後期高齢者支援金等 3,900 円)

甲種組合員 (会 員)

**10,500円**

- ・医療給付費等分 : 3,400円
- ・前期高齢者納付金等分 : 3,100円
- ・後期高齢者支援金等 : 4,000円

乙種組合員 (従業員)

**14,500円**

- ・医療給付費等分 : 7,400円
- ・前期高齢者納付金等分 : 3,100円
- ・後期高齢者支援金等 : 4,000円

家族 (甲種・乙種共)

**10,500円**

- ・医療給付費等分 : 3,400円
- ・前期高齢者納付金等分 : 3,100円
- ・後期高齢者支援金等 : 4,000円

## ○事業所得割保険料 (甲種組合員のみ) ※令和3年度は算定方法の変更なし

(下記で算定された額が年額となり、12で除した額を毎月徴収する)

前年または前事業年度の医業収入総額に対して **8 / 1,000** を賦課

但し、**年間 50 万円** を頭打ちとする

## ○介護保険料 (介護保険第2号被保険者・40歳以上65歳未満の方)

【変更前】: 月額 4,600 円



**4,800 円**

保険料は毎月、事業所分の合計金額を甲種組合員の口座より引き落としさせていただいております。引去日が近づきましたら、口座の残高にご注意ください。